

児童発達支援事業施設の設置者・管理者の皆様へ

2026年度

児童発達支援事業総合保険制度のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険)

【ご案内】

これまで「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」で児童発達支援事業の園児を補償しておりましたが、2026年4月1日より、新たな制度を創設いたしました。2026年4月1日以降は、こちらの制度にてご加入ください。(「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」では児童発達支援事業については対象外となりますのでご注意ください。)

公益社団法人 全国私立保育連盟
(取扱幹事代理店) 有限会社 ゼンポ
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

も く じ

1. 児童発達支援賠償責任保険	1
2. 児童発達支援傷害保険	5
3. 保険期間	8
4. ご加入の方法	8
5. 加入希望月別保険料	9
6. 在籍園児数変更報告書	10
7. 事故発生の際は	11
8. 事故受付票	12
9. 事故が起きた場合の連絡先	13

加入対象のご確認

児童発達支援事業者である（社会福祉法人立・学校法人立・個人立）

YES

NO

運営している園（同一法人園・グループ園を含む）が以下のいずれかに該当する。
 ①全国私立保育連盟の会員園または会員園を運営する代表者である。
 ②「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入している園である。

NO

本制度では加入対象外となりますので、別途保険手配をご検討ください。

YES

本制度のご加入対象となります。

推奨タイプ

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入している園と同一敷地内で児童発達支援事業を実施する。

YES

NO

現在同一敷地内園でご加入いただいている「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」の賠償責任保険・傷害保険のタイプと同一あるいは類似タイプにご加入いただくことを推奨しております。

【賠償責任保険の推奨タイプ】

- ①セットプランにご加入の園⇒Aタイプ
- ②園賠償 大型タイプにご加入の園⇒Bタイプ
- ③園賠償 基本タイプにご加入の園⇒Cタイプ
- ④賠償未加入の園⇒任意のタイプ（Aタイプ推奨）

【傷害保険の推奨タイプ】

- ①セットタイプのうち「地震セット」にご加入の園、園児団傷「特定感染症＋地震等天災危険補償コース」にご加入の園⇒1タイプ
- ②セットタイプのうち「大型セット 特定感染症補償コース」「基本セット特定感染症補償コース」にご加入の園、園児団傷にご加入の園⇒2タイプ
- ③セットタイプのうち「大型セット 傷害補償コース」「基本セット 傷害補償コース」にご加入の園、園児団傷「傷害補償コース」にご加入の園⇒3タイプ
- ④傷害未加入の園⇒任意のタイプ（1タイプ推奨）

万一の際もご安心いただける賠償責任保険「Aタイプ」と傷害保険「1タイプ」のセットを推奨いたします。

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

（重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）

URL https://www.zenpo.jp/assets/documents/download/child_support_insurance2026.pdf

●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



1 児童発達支援賠償責任保険 ……相手方への治療費などの賠償に備えて

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

<ご注意>

1 児童発達支援賠償責任保険に単独で加入することはできません。**2 児童発達支援傷害保険**とセットでのご加入となります。

児童発達支援事業に使用する施設等に法律上の損害賠償責任が発生した場合の補償です。

★賠償額の高額化に備えてAタイプへのご加入をおすすめします。



この保険の特長

児童発達支援事業に使用する保育施設の欠陥や管理の不備、および保育中の監督不注意等によって保険期間中に生じた事故について被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に、被保険者の負担する損害に対して保険金をお支払いする保険です。（日本国外において発生した事故は補償されません。）

(1) 被保険者（補償を受けることができる方）はご加入いただいた保育施設（記名被保険者）、および記名被保険者の役員等（記名被保険者が法人の場合）、記名被保険者の使用人等となります。

※Aタイプには追加被保険者特約条項が付帯されます。追加される被保険者についてはP.2をご確認ください。

(2) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

⑥初期対応費用（Aタイプのみ）

(3) 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

対象となる事故

1. 施設賠償責任保険

記名被保険者が所有、使用または管理する保育施設や保育業務の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2.生産物賠償責任保険

記名被保険者が提供した生産物（飲食物等）や保育業務の結果に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

《保育施設の範囲》 記名被保険者が所有、使用または管理する児童発達支援事業に使用する保育施設の不動産・動産。

例えば、次のようなものが想定されます。

・保育室、職員室、遊戯室等保育施設の建物本体等

《保育業務の範囲》 ・児童発達支援事業の計画に基づく保育活動。

但し、24時間保育を除きます。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

3.その他の補償（Aタイプのみ）

●追加被保険者特約条項

この保険の被保険者（補償を受けることができる方）の範囲に評議員個人、保育士等の資格取得を目的とした実習生（大学、短期大学、専門学校、高等学校専攻科に在籍する方のみ）個人、労働者派遣事業を行う者から対象施設に派遣された派遣職員を含める特約です。

※ご加入にあたり、被保険者の名簿の提出は不要ですが、園での備え付けをお願いします。

●初期対応費用特約（初期対応費用担保特約条項）

この施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が下記の初期対応を行うために支出した、その額および使途が社会通念上妥当な費用を初期対応費用の支払限度額の範囲内でお支払いします。

①事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用／②事故現場の取り片付け費用／③被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用／④通信費／⑤事故が他人の身体の障害である場合の見舞金もしくは香典または見舞品の購入費用＊1／⑥保険会社の同意を得て支出されたお詫び広告掲載費用

⑦その他上記に準ずる費用

＊1 見舞金費用の支払限度額は、1名あたり10万円（園児死亡事案の場合には、死亡園児1名に対し100万円）となります。

※見舞金費用以外の初期対応費用の支払限度額は、1事故あたり10万円となります。

※初期対応費用全体での支払限度額は、1事故あたり1,000万円となります。

●管理財物補償（管理下財物損壊等担保特約条項）※施設賠償責任保険が対象となります。

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

＜管理下財物の対象外となる物＞管理下財物には次の物を含みません。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物（借用不動産（＊）を除く）

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・徽章・稿本・設計書・ひな型
※自動車

※被保険者が仕事の遂行のために使用する管理下財物（借用不動産（＊）を除く）

（＊）借用不動産：仕事の遂行のために他人から1か月以内の予定で借用する日本国内所在の不動産およびこれに備え付けられ同時に借用する什器・備品

●人格権侵害補償（人格権侵害担保特約条項）

業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りします。

事 故 例

- (1) 児童発達支援事業に使用する保育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備による事故についての賠償損害（保育室の備品設備不備による事故等）（施設賠償責任保険）
- (2) 児童発達支援事業の保育業務として行なわれる仕事の遂行中に不注意によって生じた事故についての賠償損害（園外保育引率中に園児が自転車とぶつかりケガをした等）（施設賠償責任保険）
- (3) 記名被保険者の提供した生産物（飲食物等）が原因で発生した食中毒事故にもとづく賠償損害（生産物賠償責任保険）

支払限度額・保険料

※加入月別の保険料はP.9をご参照ください。
※すべての補償において免責金額は0円です。

契約タイプ		A タイプ 「ほいくのほけん」セット プラン同等タイプ	B タイプ 「ほいくのほけん」園賠償 責任保険大型同等タイプ	C タイプ 「ほいくのほけん」園賠償 責任保険基本同等タイプ
施設賠償責任保険	対人	1名／1事故 10億	1名2億／1事故 10億	1名1億／1事故 7億
	対物	1事故 1,000万	1事故 200万	1事故 200万
生産物賠償責任保険	対人	1名／1事故 10億 (保険期間中 10億)	1名2億／1事故 10億 (保険期間中 10億)	1名1億／1事故 7億 (保険期間中 7億)
	対物	1事故 1,000万 (保険期間中 1,000万)	1事故 200万 (保険期間中 200万)	1事故 200万 (保険期間中 200万)
見舞金費用 (初期対応費用)	①見舞金	1名10万（ただし園児 死亡の場合、1名100万）		
	②初期対応費用 (①見舞金以外)	1事故 10万		
	③①②共通	1事故 1,000万		
管理下財物 ^{*1}		1事故 100万		
人格権侵害		1名50万、1事故1,000万 (保険期間中1,000万)		
保険料	10名まで	24,000円	20,000円	16,800円
	園児1名あたり	900円	750円	630円

*1 基本契約（施設賠償責任保険）の内枠払となります。

保険金をお支払いできない主な場合

1.施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通

- ・保険契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性の作用等に起因する損害
- ・排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
- ・石綿(代替物質を含みます)または石綿を含む製品の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・医療行為等（法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売もしくは供給、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為等を、被保険者またはその使用人、被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害
- ・サイバー攻撃

など

2.施設賠償責任保険

- ・施設の新築、修理、改造等の工事に起因する損害
 - ・航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
 - ・次の賠償責任
 - ア．記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任
 - イ．記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（ア．に規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- （Aタイプ＜管理下財物損壊等担保特約＞においては、一部補償される場合があります。）

3.生産物賠償責任保険

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ・生産物自体の損壊またはその使用不能について賠償責任を負うことによる損害
- ・生産物等の回収措置費用

など

4.管理下財物損壊等担保特約（Aタイプのみ）

- ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた事故
 - ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹き込みに起因する損害
 - ・自然の消耗、性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、ねずみ食い、虫食い等の現象
 - ・管理下財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された事故
 - ・被保険者が仕事の遂行のために使用する管理下財物（借用不動産（*）を除く）に生じた事故
- *借用不動産：仕事の遂行のために他人から1か月以内の予定で借用する日本国内所在の不動産およびこれに備え付けられ同時に借用する什器・備品

など

5.人格権侵害担保特約（Aタイプのみ）

- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

など

2 児童発達支援傷害保険

……園児のケガまたは熱中症や事故のときに補償します。

学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険

保育施設の設置者、管理者に賠償責任があってもなくても保険金が支払われます。

傷害事故に加えてO-157等による感染事故を補償するタイプ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合を補償するタイプもあります。

被保険者の範囲：ご加入の施設に登録された児童



この保険の特長

- 園児が児童発達支援事業の保育施設の管理下にある間および通園途上において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったまたは熱中症となった場合に、保険金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)をお支払いする保険です。
- 生命保険、健康保険、労災保険からの給付金や加害者からの賠償金に関係なくお支払いいたします。
- 児童発達支援事業の保育施設単位でご加入いただき、在籍する園児全員を被保険者とします。
(ご加入時における園児数は2025年1月～2025年12月の1年間の平均在籍人数としてください。)
※保育施設にて保険の対象となる園児の名簿を常に備え付けていただく必要があります。引受保険会社が、その閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。また、保育施設の代表者等が発行するその保育施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。
- 「特定感染症補償コース」「特定感染症+地震等天災危険補償コース」では、特定感染症による後遺障害、入院・通院保険金もお支払いします。特定感染症の定義については、「補償の内容」をご確認ください。(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約セット)
- 「特定感染症+地震等天災危険補償コース」では、地震・噴火またはこれらによる津波によって被った傷害または熱中症となった場合に対しても保険金を支払います。(ただし、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする特定感染症は補償の対象となりません。)(天災危険担保特約セット)
- 「特定感染症補償コース」「特定感染症+地震等天災危険補償コース」ご加入の方は、特定感染症に関しては、園の管理下中であるか否かを問わず24時間補償の対象となります。

対象となる事故

児童発達支援事業に使用する保育施設の管理下にある間に園児が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いいたします。
この保険でいう「保育施設の管理下」とは、具体的には次の場合をいいます。

- (1) 保育中、園外保育も含みます。
- (2) 保育施設の保育開始前、保育と保育の間又は保育終了後において保育施設内に滞在中。(その滞在について施設長が一般的に承認している場合に限りです)
- (3) 保育施設の保育のため、保育施設または保育施設の指定する場所と園児の住居との通常の経路を往復中。(通園途上の交通事故など)

<保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご確認ください。>

補償額(保険金額)・保険料

※加入月別の保険料は P.9 をご参照ください。

※すべてのコースで「細菌性食中毒等担保特約」がセットされております。

契約タイプ	1 タイプ (特定感染症+ 地震等天災危険補償タイプ)	2 タイプ (特定感染症補償タイプ)	3 タイプ (傷害補償タイプ)
死亡・後遺障害保険金額	230 万円	277 万円	215 万円
入院金日額 ^{*1} (1 日あたり)	3,000 円	3,000 円	2,250 円
通院金日額 ^{*1} (1 日あたり)	2,000 円	2,000 円	1,500 円
保険料 園児 1 名あたり (一時払)	1,900 円	1,600 円	1,000 円

児童発達支援賠償責任保険とセットでご加入ください。

*1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＜ご加入方法＞

2025年1月～2025年12月の1年間の毎月1日時点における平均在籍園児数^(注1)でご加入ください。新設の場合は定員数でお申込みください。

保険期間の途中で園児数に増減があった場合には、P.10のフォームを使用し、FAXにて変更後の人数を公益社団法人全国私立保育連盟までご連絡ください。園児数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。(園児が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。)^(注2)

被保険者の最終通知園児数が実際に在籍園児数より少ない場合において、故意または重大な過失があったときは、保険金を削減してお支払いすることとなりますのでご注意ください。

(注1)「月間延べ園児数÷月間実施日数」にて算出してください。

(注2)ご加入が失効、解約、解除となる場合、次年度更新頂けなかった場合には、2026年度中の通知に基づく実際の園児数と、加入申込時の園児数との差について、確定精算が必要となります。

デイリーサポート ※ 2. 児童発達支援傷害保険ご加入者向けのサービスです。

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

●受付時間 (いずれも土日祝日、年末年始を除く)

・法律相談：午前 10 時～午後 6 時 ・税務相談：午後 2 時～午後 4 時 ・社会保険に関する相談：午前 10 時～午後 6 時
・暮らしの情報提供：午前 10 時～午後 4 時

●お問い合わせ先

☎ 0120-285-110

●法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を 24 時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください



- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6 親等以内の血族または 3 親等以内の姻族をいいます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ担保) 補償の内容

- ※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
- ※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

【補償の内容】

園の管理下にある間(園と住居との往復途上を含みます。)に保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- *3 「細菌性食中毒等担保特約」がセットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は取扱代理店までご連絡ください。

補 償 項 目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険(学校の管理下のみ担保)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ● けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ● 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ● 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。によるケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ*6 ● 戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ● 核燃料物質の有害な特性等によるケガ ● 自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ● むちうち症、腰痛等で医学的他見所のないもの ● 大学の課外活動中のビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ● 危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた事故
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じて合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	等
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*4	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
	特定感染症 危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約	新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日を経過した後に、特定感染症(注)を発病し、下記の状態になった場合 ①発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②発病の直接の結果として医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。) ③発病の直接の結果として医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険の各保険金をご確認ください。) (注) 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症となります。	● ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ● 被保険者のけんかや自殺行為・犯罪行為によって発病した特定感染症 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ● 戦争、内乱、暴動等によって発病した特定感染症*1 ● 核燃料物質の有害な特性等によって発病した特定感染症 ● 「学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険」の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約は除きます。)

- *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ・特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- *2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。))。
- *4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
- *5 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。
- *6 「天災危険担保特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

3 保険期間

2026年4月1日(午前0時)から2027年4月1日(午後4時)まで

加入手続締切日 2026年3月27日(金)

- ・加入者証には、保険開始時刻が「午後4時」と記載されますが、新規加入の場合は「0時」から補償されます。
- ・中途加入の場合でも保険期間は2027年4月1日午後4時に終了いたします。

4 ご加入の方法 ……児童発達支援事業に使用する保育施設毎にご加入ください。

Web加入システムによる手続きとなります。詳細は取扱代理店までお問合せください。

加入手続

① 代理店から「児童発達支援事業総合保険」についてご案内

代理店より本パンフレットにて商品内容をご案内いたします。

② Web加入システムにて加入手続き

ご加入者様自身にて加入手続きを行ってください。

保険料算出基礎数字として、2025年1月～2025年12月の1年間の毎月1日時点における平均在籍園児数^(注1)でご加入ください。新設の場合は定員数でお申込みください。

(注1)「月間延べ園児数÷月間実施日数」にて算出してください。

③ 保険料のお支払い

銀行振込となります。4月1日から補償開始の場合と中途加入の場合とで払込先が異なりますので、ご注意ください。口座情報は一斉募集・中途加入いずれも「お申込み受付完了メール」に記載されます。

振込手数料は貴社にてご負担ください。

振込金額が10万円を超える場合には、10万円を超えないよう複数回に分けてお振込みいただき結構です。複数回に分けてお振込みいただく場合には、金融機関窓口の振込票をご使用ください。

4月1日から補償開始の場合

●加入手続き

3月27日(金)まで

●保険料のお支払い

3月27日(金)まで

●お振込み先

ご加入者様専用のバーチャル口座

【ご注意】支払先口座は毎年異なります。

※補償の開始は、始期日または保険料払込翌日のどちらか遅い日からとなります。

中途加入の場合

●加入手続き

毎月25日まで

●保険料のお支払い

毎月末日まで

●お振込み先

公益社団法人全国私立保育連盟名義口座

➡翌月1日より補償開始

5 加入希望月別保険料

補償開始月	児童発達支援賠償責任保険						児童発達支援傷害保険		
	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		1タイプ	2タイプ	3タイプ
	園児 10名まで	園児11名以上 追加保険料 (1名増すごとに)	園児 10名まで	園児11名以上 追加保険料 (1名増すごとに)	園児 10名まで	園児11名以上 追加保険料 (1名増すごとに)	園児・職員 1名あたり	園児・職員 1名あたり	園児・職員 1名あたり
2026年4月	24,000円	900円	20,000円	750円	16,800円	630円	1,900円	1,600円	1,000円
5月	22,000円	825円	18,333円	688円	15,400円	578円	1,741円	1,467円	917円
6月	20,000円	750円	16,667円	625円	14,000円	525円	1,584円	1,334円	834円
7月	18,000円	675円	15,000円	563円	12,600円	473円	1,426円	1,200円	750円
8月	16,000円	600円	13,333円	500円	11,200円	420円	1,267円	1,066円	666円
9月	14,000円	525円	11,667円	438円	9,800円	368円	1,108円	934円	583円
10月	12,000円	450円	10,000円	375円	8,400円	315円	951円	801円	501円
11月	10,000円	375円	8,333円	313円	7,000円	263円	792円	666円	417円
12月	8,000円	300円	6,667円	250円	5,600円	210円	633円	534円	334円
2027年1月	6,000円	225円	5,000円	188円	4,200円	158円	475円	400円	251円
2月	4,000円	150円	3,333円	125円	2,800円	105円	318円	267円	167円
3月	2,000円	75円	1,667円	63円	1,400円	53円	159円	133円	83円

注意 中途加入いただいた場合でも保険期間は2027年4月1日午後4時に終了します。

2025年1月～2025年12月の1年間の平均在籍園児数でご加入ください。新設の場合は定員数でお申込みください。

〈賠償責任保険にご加入の場合〉

ご加入時に申告された、前年度の平均在籍園児数が実際の人数より少なかった場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合によって保険金を削減する場合がありますのでご注意ください。

〈傷害保険にご加入の場合〉

保険期間の途中で園児数に増減があった場合には、P.10のフォームを使用し、FAXにて変更後人数を公益社団法人全国私立保育連盟までご連絡ください。園児数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。(園児が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。)^(注) なお、変更のご通知が無い場合は、前月の人数と同数とみなします。

被保険者の最終通知園児数が実際在籍園児数より少ない場合において、故意または重大な過失があったときは、保険金を削減してお支払いすることとなりますのでご注意ください。

(注) 本契約が失効、解約、解除となる場合、次年度更新頂けなかった場合には、2026年度中の通知に基づく実際の園児数と、加入申込時の園児数との差について、確定精算が必要となります。

6 在籍園児数変更報告書

保険期間の途中で園児数に増減があった場合には、本報告書を使用し、公益社団法人全国私立保育連盟までFAXにてご通知をお願いします。(変更発生月の月末までにご通知ください。)
なお、変更のご通知が無い場合は、前月の人数と同数とみなします。

公益社団法人全国私立保育連盟 御中

(FAX : 03 - 3865 - 2806)

20 年 月 日

児童発達支援事業在籍園児数変更報告書

園児数に変更が発生しましたので、下記に相違ないことを確認のうえ通知します。

保 育 施 設 名				印
加 入 者 番 号		TEL		
増 減 発 生 日	20 年 月 日			
加 入 時 人 数	人	変更後人数 (現在人数)	人	

7 事故発生の際は

1. 傷害事故の場合

- 事故が発生した場合には30日以内に事故受付票（P.12をコピーしてご利用ください）にて事故通知をお願いします。事故受付を行っている損害サービスセンターについてはP.13をご覧ください。
- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

2. 賠償事故の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈担当の取扱代理店を通してご加入の保育施設〉

お近くの東京海上日動の損害サービスセンター又は担当取扱代理店に①事故受付票、②加入者証コピーをご提出ください。事故受付票受領後、事故受付票にてご指定いただいた送付先に保険金請求書を送付いたします。

〈有限会社ゼンボを通してご加入の保育施設〉

お近くの東京海上日動の損害サービスセンター又は有限会社ゼンボにFAXまたは郵送にて①事故受付票、②加入者証コピーをご提出ください。事故受付票受領後、事故受付票にてご指定いただいた送付先に保険金請求書を送付いたします。

保険金請求に必要な主な書類について

保険金請求に必要な主な書類は下記のとおりです。（下記以外にも、保険会社が求める書類がある場合があります。）

傷 害 事 故			賠 償 事 故
①	保険金請求書※		①保険金請求書※
②	1 事故、1 被保険者ごとの保険金（入院保険金、通院保険金）の合計額が30万円以下である場合。	<u>（ア）手術保険金の請求に関する代替書類</u> 原則、診療明細書の原本またはコピー。 ただし、手術同意書などその他の書類やヒアリング結果により対象手術の実施が確認できれば、診療明細書の取付も不要とします。 <u>（イ）手術保険金（※）以外の請求に関する代替書類</u> 原則、入院期間が記載された領収書の原本またはコピー。 ただし、保険金請求書および治療状況報告書等への記載によって入院先が確認できれば、領収書のご提出も不要とします。 （※）手術保険金と手術保険金以外の両方をお支払いする場合には、それぞれの代替書類が必要となります。	②示談書※
	上記以外の場合	診断書	③対人賠償～診断書 病院の領収書 など
③	事故発生証明書※		④対物賠償～修理見積書、写真など

※に関しては、事故通知を頂いた後、保険会社より送付いたします。

〈賠償事故の場合における被害者との話し合いの留意点〉

- （1）万一不幸にも事故が起きた場合、お見舞いに行くなど被害者に対して誠意を尽くしておくことが示談を円滑にすすめ、円満に解決するために大切です。
- （2）この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈傷害保険の保険金受取人〉

傷害保険の保険金請求権者および保険金受取人は原則として被保険者本人（園児の場合はその親権者、死亡保険金の場合は法定相続人）となります。保育施設が一旦、保険金を受取られる場合には、被害者本人（園児の場合は親権者）の委任状を取り付けていただくこととなります。

9 事故が起きた場合の連絡先

事故が発生した場合には下記の東京海上日動サービスセンターにご連絡ください。

(2025年現在)

都道府県名	該当地域	傷害保険			賠償責任保険		
		担当部署	TEL	FAX	担当部署	TEL	FAX
北海道	全域	北海道損害サービス部 札幌火災新種コーナー	011-271-7346	050-3730-6792	北海道損害サービス部 火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
青森	全域	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課 東北火災新コーナー	022-225-5095	050-3730-6977	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
岩手	全域						
秋田	全域						
宮城	全域						
山形	全域						
福島	全域	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービスコー ナー	048-650-8540	050-3730-6903	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
新潟	全域						
長野	全域						
群馬	全域						
栃木	全域						
茨城	全域	千葉火災新種コーナー	043-299-5363	050-3730-6878	東関東損害サービス部 火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
千葉	全域						
埼玉	全域	さいたま火災新種コーナー	048-650-8441	050-3730-6851	埼玉損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
東京	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第二チーム 東京傷害保険第二コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913	本店損害サービス部 火災新種損害サービス室第2 チーム	03-3515-7503	050-3385-7613
神奈川	全域	横浜火災新種コーナー	045-224-3602	050-3385-7410	神奈川損害サービス部 横浜損害サービス第4チーム	045-224-3600	050-3385-7410
山梨	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第一チーム 東京傷害保険第一コーナー	03-6632-0482	050-3730-6912	首都損害サービス部 火災新種損害サービス室	03-6628-7500	050-3730-6940
静岡	全域	静岡損害サービス部 静岡火災新種コーナー	054-254-4370	050-3730-7015	静岡損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
富山	全域	北陸損害サービス部 金沢火災新種コーナー	076-233-7065	050-3730-7070	北陸損害サービス部 火災新種損害サービス課	076-233-7065	050-3730-7070
石川	全域						
福井	全域						
愛知	全域	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	052-201-9651	050-3730-7036	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜	全域				名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第三課	052-201-1357	050-3730-7056
三重	全域				京滋損害サービス部 火災新種損害サービス課	075-241-1169	050-3385-7524
京都	全域						
滋賀	全域	関西火災新種損害サービス部 傷害・海旅損害サービスチー ム	06-6203-0992	050-3385-7590	関西火災新種損害サービス部 火災新種損害サービス第1 チーム	06-6203-0685	050-3385-7592
大阪	全域				関西火災新種損害サービス部 火災新種損害サービス第2 チーム	06-6910-6120	050-3385-7589
奈良	全域				神戸損害サービス部 火災新種損害サービス課	078-333-7166	050-3385-7547
和歌山	全域						
兵庫	全域						
岡山	全域	中国損害サービス部 広島火災新種コーナー	082-511-9392	050-3730-7194	中国損害部 火災新種損害サービス室	082-511-9406	050-3730-7089
鳥取	全域						
島根	全域						
広島	全域						
山口	全域						
香川	全域	四国損害サービス部 高松火災新種コーナー	087-822-7523	050-3730-7095	四国損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	087-822-7521	050-3730-7093
徳島	全域						
高知	全域						
愛媛	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
福岡	全域						
佐賀	全域						
長崎	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第二部 火災新種損害サービスチーム	096-300-8627	050-3730-7147
熊本	全域						
大分	全域						
宮崎	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
鹿児島	全域						
沖縄	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
夜間・休日		東京海上日動安心110番	0120-720-110	—	東京海上日動安心110番	0120-720-110	—

このパンフレットは施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・学校契約団体傷害保険の内容を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方へお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。この保険は、公益社団法人全国私立保育連盟を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方（補償を受けることができる方）とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として公益社団法人全国私立保育連盟が有します。

■契約者 公益社団法人 全国私立保育連盟

■保険制度取扱幹事代理店

有限会社 ゼンポ 〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館内
TEL. 03 (3865) 3881 FAX. 03 (3865) 2806
※お問い合わせの際は加入者番号をお知らせください。

■取扱代理店（ご相談、お問い合わせ、お申込先）

■引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第二部 文教公務**
TEL. 03-3515-4133
※お問い合わせの際は加入者番号をお知らせください。

※本保険は(有)ゼンポを幹事代理店、上記の全国の出扱(募集)代理店を非幹事代理店とする代理店間分担となっております。保険内容にご不明な点がありましたらお尋ねください。